

第 10 回口頭弁論意見陳述（宗教者が核燃料サイクル事業廃止を求める裁判）(2026/06/04)

命をつなぐ権利について意見陳述いたします。原告後藤由美子、真宗大谷派僧侶です。

命は、過去と未来をつなぐ「今」、あらゆる空間をつなぐ「ここ」に、「私」として生まれます。命とはつながりであり、つなぐはたらきそのものです。私はそれを仏の教えのもと「無量寿」として帰依する者です。

それぞれが命をつなぐ主体を持ち、他者とのつながりの中に新しい命が誕生します。私たちは誰も、親や保護する者がなければ、その主体を獲得することはできません。人が命をつなぐとは、大人が子どもを守ることに成立します。それは命に刻み込まれた約束事であり、人道として、私たちに幼きものを守る資質が受け継がれてきました。そして法としても「基本的人権の尊重」を獲得しています。それは、人間が人間である尊厳を顕かにしてきた歴史だと感じます。

もちろんその歴史はいまだ途上にあります。人間の内なる暴力性を基に、様々な関係に暴力は現れます。最も原初となるのも大人と子どもの関係であり、圧倒的弱者である子ども時代の経験は、その後の人生に深く影響します。

個人の経験する暴力の背景には、私たちの生きる差別社会の構造的な暴力があり、強制される戦争や原発という国策が、ブルドーザーのように私たちの人生を押しつぶします。踏みにじられた人々は、心身に傷を抱えながら生きるしかありません。そういった状況では、命をつなぐ基本が崩壊し、心身の病、虐待、いじめなどで、命まで失う現実があります。そこには気づくことの難しい、世代を超えたトラウマが存在し、暴力の連鎖が、個人、また社会全体の「命をつなぐ」営みに深刻な損傷を与えています。

放射性物質という、目に見えない、臭わない、痛くもない極小の「爆弾」は、もっとも見えにくい暴力の一つです。命が「つなぐ」ものであるのに比して、放射線の「切る」という性質は、暴力の本質を表しています。放射線は、即命を奪うものから、急性障害、晩発性障害、遺伝的障害に至るまで、細胞を形作るつながりの力を攻撃し、かけがえのない命の設計図、遺伝子を断ち、命をつなぐ力を様々な形で奪います。たとえ低線量の被ばくでも、胎児や子どもに深刻な影響があることが、ベルゴニー・トリポンドーの法則として明らかにされています。放射線を前にすると、私たちは子どもを守ることができないことに愕然とします。子どもから先に命を終える世界がそこにあるのです。

原子力発電は放射性物質を数万倍に増殖させ、使用済み核燃料の危険性は桁違いに大きくなります。その使用済み核燃料「死の灰」が集中する六ヶ所再処理施設の危険性がどれほどのものであるか、たいへんな危険物が全国から押し寄せる重圧はどれほどのものであるか、もし事故があれば、地球規模の放射能汚染を引き起こす可能性があると思います。たとえ事故が起こらなくても、「命を切る」物質を大量に後世に残すのは、きわめて無責任な行いと言わざるを得ません。私はこれを無量寿への冒涇と感じます。

東京電力福島第一原子力発電所事故で明らかになったのは、核燃料事故が起きれば事実は覆い隠され、放射能安全神話が国を挙げて流布されるということです。専門家が、放射能は笑っている人のところへは来ない等と嘘を公言し、安全とは言えない、法的根拠のない放射能基準値が、大々的に公示されるのです。それをめぐって人々の間には深刻な亀裂が走り、それを押さえるために言論統制という重石が置かれます。その裂け目に落ちる人々の苦しみは、ないものとして封印されるのです。東京電力福島第一原子力発電所事故により、私たちの国全体がそのような断層を抱え込み、15年続く「原子力緊急事態宣言」の危うさから目を背けています。事故の原因もわからず、収束の道筋も見えない原発事故が進行中であるのに、20ミリシーベルト/年という非人道的な基準で帰還困難区域まで避難解除し、イノベーションコスト構想などと莫大な予算をとり「復興」を進めるのです。被ばくの危険を踏まえ、憲法第25条生存権の保障に則った立法・行政が行われているとは言えません。

以上のように「放射能安全神話」は暴力社会を加速します。被ばくに対する不安があっても、それを表現できず、多くの人に危険を見ない、忘れる、心を鈍らせ感情を押し込めるといった精神状態を強い、原発を動かし、使用済み核燃料、核廃棄物問題は先送りされ、莫大な「死の灰」が残されて行きます。巨大な事故の可能性を伴う「死の灰」の後始末を子々孫々に押し付ける。なんと非道なことでしょうか。今を生きる私たちには、そうならない判断をする重い責任があります。

私たちの国は核爆弾の投下を受けながら、「核の平和利用」を唱え原子力基本法のもと原子力発電を推進しましたが、その法の目的にかなった政策・行政が行われてきたのでしょうか。原発推進により、日本の各地の平和は破壊され、国土は核汚染し、「核燃料サイクル」は、30年にわたって実現せず、巨大な幻想と化しています。日本が大きく依存するフランスの核燃料サイクルも、同じく深刻な行き詰まりにあり、世界的に見ても核燃料サイクルに展望はありません。現実を受け止めない人間の執着が、原発を動かし、海に山に世界に、未来にまで広がる危うい因果を増大させ続けています。その悪業のかたまりとも言える「死の灰」を、ただひたすら青森県六ヶ所村に押し付けようとする私たちの身勝手、傲慢に、痛みを感じてやみません。どれだけ多くの人々の命を奪い、願いを打ち砕き、生きとし生けるものを犠牲とするのか、仏教徒としてその罪の重さに思いを馳せるとき、自分がその罪業の一端を担っていることに身の震える思いがします。この問題はいまだ社会全体で認識されず、危機的状況は増し、命をつなぐ権利はただ奪われ続けています。

しかし私たちはすでにそのような暴力を許さない憲法を持っています。子どもたちは、健やかに成長する環境が与えられれば、命をつなぐ主体を獲得します。それこそが人間の尊厳を守ることのできる社会の礎石です。そのような社会では、たとえ暴力があっても、それに優る修復力がはたらき、暴力が連鎖・増幅することを止めることができます。そして、個人は命をつなぐ主体として社会を創り、社会は個人を育むという、命をつなぐ持続可能な循環がそこに現れます。命をつなぐ権利とは、そのような社会に生きる権利です。その権利は誰にでも、未来の世代にも厳然としてあります。

私たちの世界の回復のためには、物事を過去から未来にわたる視点でとらえ、事実在即して今、私たちが陥っている悪業に気づかねばなりません。命をつなぐという権利と責任を知り、私たちの生き様がそれを奪い、また奪われていたことに気づくことが重要ではないでしょうか。私の帰依する無量寿のはたらきにより、私たちが私たちの悪業を「切る」主体となること、それは大変難しいことであるかもしれませんが、しなければならぬし、できることです。そしてそれは人間の尊厳の歴史を刻む大切な一歩だと思えます。その実践の一つとして私は原告となり、この陳述に臨みました。

裁判官の皆さんが、憲法第 76 条にあるように「裁判官の良心に従い独立して職権を行い」、その道を指し示す判断をしていただきますことを心より願っております。

以上